

1

時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送  
致の向も有之候得其宛名の社員不在仕事ありて折角の  
報道も其用と爲さると察からざれば斯る書信は一切  
時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

握るも更に毫末の差異なかるべし若も舅の折檻姑より  
も寛なるとわれば恰も之れ天の賜にして最初より勘  
定しある結果にあらざるなり新婦の身分誠に憐むに堪  
へ

之れ唯物の表面のみを覗て其條理を考へざる人の淺見にして取るに足らざる説なれども今試みに之を論せん。抑も嘉永年間米國の水師提督渡來以來今日の外國交際に至りしは一部一局の原因に依て成りたるものにあらず。

名のよしにて以  
れも出産後二年に  
墮生みて六名な  
年に發しよる者是

特事新報　日暮年季  
送料廣告料へ左ノ如レ  
一枚三錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓  
○一箇年金六圓  
○時事新報社ヨリ  
通鑑ニ郭便ニテ通鑑スルモノニ限リ右定價ノ外ニシテ  
月二十六日付  
通鑑ノ右定價

我國王代の初より徳川の末年明治の初年に至るまで社會の事體前段陳述の如し然るに徳川の末年より當時の人心何とあく動搖して現時の有様に安んぜず頻に新奇の事物を望むの氣風となり此氣風の外面より顯はれた

す世界の形勢頗に進歩して文明の利器其力も逞ふべし  
緩慢なる帆船に代へるよ迅速なる蒸汽船と以て一万里  
の波瀾も僅々數十日にして渡るべし印度を以て世界の  
極端と思ひし者も今は容易に日本海に來るの勢となり

の定期試験は來する筈にて當期は凡二三名のよ

田賦案

自	一	行	至	十	行
三	十一	行	至	卅	行
一	八	九	十		
事	錢	錢	錢		
新	六	七	八		
報	錢	錢	錢		
	五	五	六		
	五	五	三		
	錢	錢	錢		
	五	五	五		
	錢	錢	錢		

古今の歴史に珍らしき事に

下に誇る足ると雖も其前代より在ては然らず日本國中亂世尙武の世の中にて一敗國を亡ぼすものあり一勝天下を制するものあり功名自在貧富無常の有様にて百鬼夜行到る所として鬪争のとを聞かざるはなく之と西洋古所謂暗黒の時代に比すべし然るゝ此騒亂の性質と視るに決して日本全國の騒亂に非ずして唯治者仲間の争と云ふ可きのみ往古源平の盛衰より中古關原の一戦、

ち今の士族以上治者仲間の騒動にして新田・足利・織田  
、豊臣又ハ徳川等と云ふも之れ皆治者中の名目よして  
徳川と云へる治者が豊臣と云ふ治者を倒して之に代は  
り彼の握りする政權を剥で我に取りたるまでに之に  
して唯一方の治者より一方の治者に政權を移しするの  
みされば被治者たる人民より之を覗る時は天下の政權  
ハ矢張り我手に落ちて尙ほ彼の手中にあり彼れ  
の手中にある限りは何人々此政權を執るも固より痛痒  
を感すべき筈なく豊臣に拂ひたる租稅は徳川より納めざ  
るべからず若も徳川の租稅が豊臣よりき寬なるとある  
時は之れ唯一時の天幸にして寛なる所以ありて然るに  
あらず豊臣なれば豊臣に租稅を納め徳川なれば徳川に  
納め何れよも人に制せらるゝ身分にして自ら制する  
の位地にあらず納むべきものは納め取らるべにものは  
取らるゝが故に天下の政權豊臣に歸するも亦徳川に歸  
するも更に甲乙の差別あるとあし從來豊臣秀吉の名を  
以て天下に發布せし法律に徳川家康と記名して唯其名  
を代ふるまでのとなり被治者の眼中豊臣徳川の區別あ  
るとなし治者は治者被治者は被治者と判然定りたる區  
別あるが故に其治者の仲間にて何人が天下の政權を執  
るも更に蓋支あることなく今日の豊臣倒れて明日より  
徳川の世となるも人民の身に取ては些々の痛苦なし被  
治者の身分如何にも平氣無頃着に之て治者の位地安然  
なりと云ふべし之を譬へば舅姑の争の如きものにて其  
争の結果舅姑の家政を奪るも姑々機戦を振ふる新婦の  
身に取ては眞々痛痒を感するとなく何れにても新婦は  
家業に就くことを得ず各仕組みて舅にあらず既に姑の  
折る事無く夫婦の爲めに夫婦の爲めに夫婦の爲めに夫  
夫の爲めに夫の爲めに夫の爲めに夫の爲めに夫の爲めに

是則改正諸官立學校受職者ノ爲正則經學數學體育等ヲ  
增大體學ヘ一週八科一日三時或ハ四時間(集中無休業)  
但百名限無東脩時間外教授ヲモ諾ス七月二日施行セリ  
本鄉區私立森川町

來、九月生徒五十名ヲ限リ募集ス。常中學校ヲ卒業セ  
サル者ハ、今回別ニ試験科目ヲ設ケ入學ヲ許ス。詳細ハ、本  
月四日發行ノ時事新報ニ就テ見ルヘレ  
廿一年七月

本會社株金第二回募集一株二付金十圓宛來ル八月一日ヨリ同五日迄ニ拂込ノ趣致三各業主へ御通知及置候事既ニ期日モ近キ候ニ付爲金尙又廣告致候也

私方  
御行方相知レズ御面及  
御禮可差上候也